

令和3年度 国民健康保険料 概算早見表（総所得金額等）

- ◆ この早見表は「**概算**」の保険料です。実際の保険料とは異なる場合がございます。
- ◇ 早見表の金額は、**減額賦課が適用されていない金額**です。所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。詳しくは「国民健康保険料 減額賦課早見表」をご覧ください。
- ◆ **新宿区における**保険料の概算となります。他の区市町村の国民健康保険等の保険料については、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。
- ◆ 国民健康保険料は、「**年10回払い**」で納付していただきます（1納期につき**1.2か月相当分の保険料**が含まれます）。このため、**1か月あたりの保険料でご請求はしませんので、ご注意ください。**
- ◇ 年度途中で国民健康保険に加入される場合、加入月以降の保険料を「年間保険料×加入月数÷12」で算定します。算定した保険料を直近の納期から翌年3月までの各月に割り振り、納めていただきます。

総所得金額等	1年間の保険料		1か月あたりの保険料	
	合計		介護なし (40~64歳以外)	介護あり (40~64歳)
	介護なし	介護あり		
0円	52,000円	69,000円	4,333円	5,750円
250,000円	52,000円	69,000円	4,333円	5,750円
500,000円	58,678円	77,113円	4,890円	6,426円
750,000円	82,528円	106,088円	6,877円	8,841円
1,000,000円	106,378円	135,063円	8,865円	11,255円
1,250,000円	130,228円	164,038円	10,852円	13,670円
1,500,000円	154,078円	193,013円	12,840円	16,084円
1,750,000円	177,928円	221,988円	14,827円	18,499円
2,000,000円	201,778円	250,963円	16,815円	20,914円
2,250,000円	225,628円	279,938円	18,802円	23,328円
2,500,000円	249,478円	308,913円	20,790円	25,743円
2,750,000円	273,328円	337,888円	22,777円	28,157円
3,000,000円	297,178円	366,863円	24,765円	30,572円
3,250,000円	321,028円	395,838円	26,752円	32,987円
3,500,000円	344,878円	424,813円	28,740円	35,401円
3,750,000円	368,728円	453,788円	30,727円	37,816円
4,000,000円	392,578円	482,763円	32,715円	40,230円
4,250,000円	416,428円	511,738円	34,702円	42,645円
4,500,000円	440,278円	540,713円	36,690円	45,059円
4,750,000円	464,128円	569,688円	38,677円	47,474円
5,000,000円	487,978円	598,663円	40,665円	49,889円
5,250,000円	511,828円	627,638円	42,652円	52,303円
5,500,000円	535,678円	656,613円	44,640円	54,718円
5,750,000円	559,528円	685,588円	46,627円	57,132円
6,000,000円	583,378円	714,563円	48,615円	59,547円
6,250,000円	607,228円	743,538円	50,602円	61,962円
6,500,000円	631,078円	772,513円	52,590円	64,376円
6,750,000円	654,928円	801,488円	54,577円	66,791円
7,000,000円	678,778円	830,463円	56,565円	69,205円
7,250,000円	702,628円	859,438円	58,552円	71,620円
7,500,000円	726,478円	888,413円	60,540円	74,034円
7,750,000円	750,328円	917,388円	62,527円	76,449円
8,000,000円	768,541円	938,541円	64,045円	78,212円
8,250,000円	786,366円	956,366円	65,531円	79,697円
8,500,000円	804,191円	974,191円	67,016円	81,183円
8,750,000円	820,000円	990,000円	68,333円	82,500円
9,000,000円	820,000円	990,000円	68,333円	82,500円
9,250,000円	820,000円	990,000円	68,333円	82,500円
9,500,000円	820,000円	990,000円	68,333円	82,500円
9,750,000円	820,000円	990,000円	68,333円	82,500円
10,000,000円	820,000円	990,000円	68,333円	82,500円
10,250,000円	820,000円	990,000円	68,333円	82,500円
10,500,000円	820,000円	990,000円	68,333円	82,500円

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。
 ※合計所得金額が2,400万円以下を想定しているため、基礎控除額は一律430,000円としています。
 (合計所得金額が2,400万円以上の場合、基礎控除額が変動する可能性があります。試算をご希望の場合はお問い合わせ下さい)

■「総所得金額等」は、手取り金額や収入金額（年収）ではありません

国民健康保険料は、前年中（令和2年1月～令和2年12月）の総所得金額等から基礎控除額を引いた金額（算定基礎額）をもとに算出します。

「総所得金額等」とは、合計所得金額から繰越控除を適用した後の金額です。給与の手取り金額や、年収金額とは異なります。

■お手元に下記の書類をご用意の上、ご参照下さい

○確定申告書（令和2年分）の控え

★確定申告書A：⑧の金額を参照してください

★確定申告書B：⑫の金額を参照してください

※分離課税がある場合、分離課税の各所得金額から繰越控除分を引いた後の合計金額も加えてください。

○給与の源泉徴収票（令和2年分） ※給与収入のみの場合「給与所得控除後の金額」を参照してください

■年間保険料には限度額があります

世帯主に対して賦課できる年間保険料には上限があります。限度額は、年度によって異なる場合があります。

【令和3年度 国民健康保険料 賦課限度額】

- 医療分 : 630,000円
- 支援金分 : 190,000円
- 介護分 : 170,000円

※限度額に到達する算定基礎額を確認したい場合は、下記の「限度額に到達する算定基礎額」を参照してください。

限度額に到達する総所得金額等 (各金額以上であれば限度額到達)

世帯人数	医療分	支援金分	介護分
1人	8,721,725円	7,766,100円	7,893,415円
2人	8,177,546円	7,218,382円	7,064,146円
3人	7,633,366円	6,670,664円	6,234,878円
4人	7,089,187円	6,122,946円	5,405,610円
5人	6,545,007円	5,575,228円	4,576,341円
6人	6,000,827円	5,027,510円	3,747,073円
7人	5,456,648円	4,479,793円	2,917,805円
8人	4,912,468円	3,932,075円	2,088,537円

- ※世帯人数は、世帯における国民健康保険の加入者数です。
- ※上記の総所得金額等は、基礎控除額430,000円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）を引いた結果を想定しています。
- ※合計所得金額が2,400万円以上の場合、基礎控除額が変動する可能性があります。試算をご希望の場合は、お問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】
 新宿区 健康部 医療保険年金課
 国民資格係
 電話 03-5273-4146(直通)
 FAX 03-3209-1436